

【AK-STYLE 会員会則 及び 定款】

会則

第1条 (定義)

本会則に同意され本会則第 6 条により入会手続き及び「AK-STYLE」(以下「当社」といいます) による審査が完了し、本会則第 10 条により会員資格を取得された方を「」(以下「本サロン」といいます) の会員(「フィットネスジム&ストレッチ専門店 」を指し、以下、単に「会員」といいます) とします。

第2条 (目的)

本サロンは、会員が本サロンの施設を構成する各種サービスゾーン (以下「諸施設」といいます) を利用し、心身の育成による怪我しにくい体づくり、楽しく健康をサポート、そして健康増進の概念である一次予防を念頭に置くこと、又、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第 3 条 (管理運営)

本サロンのすべては当社が経営し、当社は管理運営にあたる事務所を各施設内におきます。

第 4 条 (会員制)

- 1.本サロンは基本、会員制とします。
- 2.会員による本サロンの利用範囲、条件および特典については別に定めます。
- 3.会員が、本サロンを利用する際は、会員証を提示いただきます。

第 5 条 (入会資格)

1.本サロンの入会資格は以下の通りとし本サロンに入会いただける方とは、これらの項目を満たす方とします。

- (1) 各会員各種において別途定める資格を満たす方
- (2) 本サロンの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを当社に申告いただいた方
- (3) 本会則に同意いただいた方
- (4) 暴力団、反社会的勢力でない方
- (5) 過去に当社により除名等の申告を受けていない方。(除名された際の原因が改善される等の場合で、当社が検討した結果、再入会を認めることがあります)
- (6) 当社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方

2.会員は、当社に対し現在または将来に向かって自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力 (以下、「反社会的勢力等」といいます) に該当しない事を保証します。

⑦暴力団

④暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年経過していない者を含む）

⑤暴力団準構成員

⑥暴力団関係企業

⑦総会社等、社会運動等標ぼうゴロ

⑧その他前各号に準ずるもの

3.会員は、当社に対し、反社会的勢力等に対して直接又は間接に問わず、かつ名目の如何を問わず資金提供を行わないこと、及び今後も行う予定がないことを保証します。

4.会員は、当社に対し反社会的勢力等との間で直接又は間接を問わず、社会的に避難されるべき関係のない事を保証します。

5.会員は、当社に対し自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為を行わない事を保証します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動、又は暴力行為

④風説を流布し偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の義務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

6.当社は、会員が本条の一にでも反する場合、取引又はサービスの利用を停止し、及び/または、会則を含む当社と会員との間の契約一切を解除することが出来ます。

第6条（入会手続き）

(1) 本サロンに入会時は、所定の申込方法により入会手続きを行っていただきます。

(2) 前項に定める入会申し込み手続きを行って頂いた場合であっても当社が定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承いただきます。

(3) 未成年の方の入会時は、当社が特に認めた場合を除き所定の申込方法により親権者の同意を得た上でお申し込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。

(4) 前項の規定は成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

(5) 学生証及び身分証明書の提示が必要となります。また、入会書類記入を以って本契約に同意したものとみなします。

第7条（届け出内容変更手続き）

(1) 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行って頂く必要があります。その後に変更があった売位も同様とします。

(2) 当社より会員宛てに通知を発する場合は、会員から届け出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送を以って通知の効力を有するものとします。

第8条（個人情報保護）

- (1) 当社は、当社の有する会員の個人情報を、当社が定める個人情報保護方針に従って管理します。
- (2) 会員は、自己が当社に提供した個人情報が正確であることを保証します。当社は、該当情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第9条 (諸費用)

- (1) 会員別毎の諸費用は、別途定めます。
- (2) 会員は、定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じてそれぞれの諸費用を払い込むものとします。
- (3) 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、自らが所属する会員種別において必要となる諸費用を支払うものとします。
- (4) いったん納入頂いた諸費用は、法令の定め又は当社が認める理由がある場合を除き返還は出来ません。

第10条 (会員資格の取得)

第6条の入会手続きを行った後、当社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日 (以下、「利用開始日」といいます) が到来した時に、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第11条 (会員資格の相続・譲渡)

本サロンの会員資格は、他の方に相続、譲渡できません。

第12条 (その他会員以外の施設利用)

当社は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設利用を認めることが出来ます。この場合、該当利用の方にも本会則を適用します。

第13条 (諸規則の遵守)

会員は、本サロンの施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守し、本サロンの施設スタッフ (以下「スタッフ」といいます) の指示に従うものとします。

第14条 (禁止事項)

会員は、本サロン内及び本サロンの近隣地域にて次の行為をしてはいけません。

1. 他の会員を含む第三者 (以下、「他の方」といいます) や施設スタッフ、本サロン、当社を誹謗中傷すること。
2. 他の方やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、束縛するなどの暴力行為。
3. 大声、奇声を発するなど他の方やスタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
5. 本サロンの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。

6. 駐車場や近隣での喫煙
7. 器具を落とすなどの行為や乱暴に扱う行為
8. 大きな音量での音楽
9. 他の方やスタッフを待ち伏せする、後を付けたり、みだりに話しかけるなどの行為。
10. 正当な理由なく面談、電話その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。
11. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
12. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
13. 刃物や危険物の施設内への持ち込み。
14. 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み。
15. 本サロンの秩序を乱す行為。
16. 会員が会員以外を招き入れる行為、又、会員以外入室
17. SNSなどに当社に損害や迷惑が及ぶ投稿
18. 飲酒してのトレーニング又は、施術、館内での飲酒、その他、薬物接種などの違法行為は関係機関に通報すると共に悪質な場合損害賠償請求を請求するものとする。
19. その他、当社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 15 条 (損害賠償責任免責)

1. 会員が本サロンの諸施設を利用中、会員自身が受けた損害に対して、負傷、急性疾患等、応急処置は本サロンで行いますが、当社はいかなる賠償責任も負いかねます。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、当社はいかなる賠償も負いかねます。

第 16 条 (会員の損害賠償責任)

1. 会員が本サロンの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。又、使用にふさわしくない器具の使用による損害は会員に請求する場合があります。
2. アルコールを飲酒しての管内利用や館内でのアルコールの飲酒その他違法行為に関しては厳しく処罰するとともにそれに対する損害を会員に請求する場合があります。

第 17 条 (会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その資格を喪失し、会員として如何なる権利も喪失します。

1. 第 19 条に定める退会手続きが完了したとき。
2. 第 20 条により当社に除名されたとき。
3. 会員本人が死亡されたとき。
4. 第 21 条により、利用できる施設の全部が閉鎖された場合で、且つ、他の施設を利用できる会員種別等に変更する手続きを行わなかったとき。
5. 破産・民事再生・会社更生・会社清算の申し立てがあったとき。または任意整理の申し出があったと

き。

6. 所定の入会手続きおよび審査手続きが完了し、利用開始日が到来して会員資格を得たにも関わらず、利用開始日の翌日から所定の期間内に利用を開始しないとき。

第18条 (休会)

本サロンの一部の会員種別においては、休会制度があります。

第19条 (退会)

会員は、自己都合により退会するときは、当社が定めた期日までに、当社所定の書面により手続きを完了して頂く必要があります。当社は、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。また、会員は最低契約期間を6ヶ月とし、途中で退会する場合は当社が定めた違約金を支払うものとする。

第20条 (会員に対する除名処分)

1. 第5条の入会資格を喪失したとき。
2. 本サロンの会則及び諸規則に違反したとき。
3. 第22条に該当したとき。
4. 支払方法の設定が確認できないとき。(会員が支払い方法を設定した後に、その支払い方法が利用できなくなった時も同様とします。)
5. 諸費用の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき。
6. 法令に違反したとき。
7. その他、当社が本サロン会員としてふさわしくないと認めたとき

第21条 (施設の一時的閉鎖、一時的休業)

次の各号に該当するとき、当社は、諸施設の全部または一部閉鎖、もしくは休業することが出来ます。事前に予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定め又は当社が認める場合を除き、会員会費支払義務が軽減、免除されることはありません。

1. 気象災害、その他外因的事由によりその災害が会員に及ぶと判断したとき。
2. 施設の増改築、修繕、点検によりやむを得ないとき。
3. 定期休業等による場合。
4. その他、法令などに基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当社が判断したとき。

第22条 (利用の禁止)

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

1. 暴力団、反社会的勢力等であることが判明した場合。

2. 刺青、タトゥーがあることが判明したとき。(但し事前に申請し隠せる範囲であれば了解する場合があります。)
3. 一時的な筋肉の痙攣や、意識喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
4. 過去に当社により除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、除名された際の原因が改善されるなどの場合で当社が検討した結果、施設利用を認めることがあります。
5. 第 14 条各号で禁止される行為を行ったとき

第 23 条 (利用の制限)

次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。

1. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。
2. 集団感染する恐れのある疾病を有することが判断したとき。
3. 医師から運動や入浴等を禁じられていることが判明したとき。
4. 妊娠していることが判明したとき
5. その他、正常に施設利用が出来ないと当社が判断したとき

第 24 条 (諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. 当社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、当社が必要と判断したときはこれらを変更することができる。(例 消費税増税など)
2. 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更する場合、当社は一ヶ月前までに会員にこれを告知します。

第 25 条 (会則の改定)

当社は、会則を変更することができます。なお、改定を実施するときは、当社は一ヶ月前までに告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 26 条 (告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内の掲示とします。

第 27 条 (法人会員契約に基づく Fitness&Stretching 専門店 AK-STYLE 会員に関する附則)

自らが所属する法人、健康保険組合等と当社との法人会員契約 (以下「法人契約という」) に基づく会員においては、上記に加え以下の各号が適用されます。

1. 第 5 条 (入会資格) について同条第 1 項各号以外に、自らが所属する法人、健康保険組合等が当社と法人契約を締結した時点で入会資格が与えられ、第 6 条 (入会手続き) の定めにより手続きを終えた後に、第 10 条 (会員資格の取得) の定めにより会員資格を取得します。
2. 第 17 条 (会員資格の喪失) に定める他、法人契約が終了した場合にも、会員資格を喪失することになります。

3. 第 24 条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）第 1 項および第 2 項以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。

上記、

【会則・キャッシュカード継続支払い規約・個人情報取り扱い】に同意の上入会します。